

## 1 計画策定の目的

鳥獣保護管理法\*1第4条に基づき、環境大臣が定める「鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な指針(令和3年10月環境省告示第69号)」を踏まえて、本県の鳥獣を適切に保護管理する根幹を担う計画として定めるもの。

\*1:鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律

## 2 計画の期間

令和4年4月1日から令和9年3月31日まで（5年間）

## 3 鳥獣保護区、特別保護地区等に関する事項

### (1) 鳥獣保護区、特別保護地区の指定

【県指定鳥獣保護区の指定計画】 〈12次計画末〉80,562ha ⇒ 〈13次計画末〉68,494ha（4か所減）

【うち特別保護地区の指定計画】 〈12次計画末〉5,571ha ⇒ 〈13次計画末〉5,571ha（増減なし）

- 鳥獣保護区の指定区域では狩猟が禁止されており、このうち特に生息環境の保全の必要がある区域を特別保護地区に指定し、鳥獣の生息環境を保全。
- イヌワシ、クマタカ等の希少な猛禽類の生息地等は、原則として20年の期間で指定・更新。
- 鳥獣の生息状況の変化により、鳥獣保護の必要性が低くなった区域は、区域縮小又は廃止。イノシシ、ニホンジカ、ツキノワグマが増加し、狩猟による捕獲が必要になった鳥獣保護区は、狩猟鳥獣捕獲禁止区域へ指定振替。

### (2) 狩猟鳥獣の捕獲等を禁止する区域の指定

【狩猟鳥獣捕獲禁止区域の指定計画】 〈12次計画末〉7,720ha ⇒ 〈13次計画末〉18,239ha（5か所増）

- イノシシ等の増加を理由に縮小又は廃止する鳥獣保護区の区域について、イノシシ、ニホンジカ、ツキノワグマを除き狩猟鳥獣の捕獲を禁止する区域として指定。

### (3) 特定猟具の使用を禁止する区域の指定

【特定猟具使用禁止区域の指定計画】 〈12次計画末〉28,968ha ⇒ 〈13次計画末〉28,798ha（1か所減）

- 人への危険防止が必要な場所を特定猟具使用禁止区域に指定し、銃猟等を禁止。

## 4 鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項

### (1) 鳥獣の区分と保護及び管理の考え方

希少鳥獣	絶滅危惧種など希少な鳥獣	環境大臣指定の希少鳥獣（イヌワシなど）	⇒	国の施策による積極的な保護を推進
		県レッドリストの絶滅危惧種（フクロウなど）	⇒	生息状況等に応じて保護を推進
狩猟鳥獣	狩猟の対象として資源的価値を有する鳥獣で環境大臣が指定（ツキノワグマなど）		⇒	生息状況、被害発生状況に応じ保護・管理を推進
外来鳥獣等	本来本県を生息地とせず、人が海外等から持ち込んだ鳥獣（アライグマなど）		⇒	根絶・抑制するために積極的な捕獲を推進
指定管理鳥獣	全国的に生息数等が増加する鳥獣で環境大臣が指定（イノシシ、ニホンジカ）		⇒	積極的な捕獲により適切な管理を推進
一般鳥獣	上記以外の鳥獣（ニホンザルなど）		⇒	狩猟鳥獣等に準じて推進する

### (2) 鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等に係る許可基準の設定

#### ① 県が定める管理計画に基づく個体数の調整を目的とする捕獲の許可基準【継続】

〈対象種〉ニホンザル、ツキノワグマ、イノシシ  
 〈捕獲する数〉対象種について定める管理計画に基づき市町村毎に定める数（イノシシは区域補償画による）  
 〈許可対象者〉銃猟免許等の狩猟免許を所持する者及びこれを従事者とする市町村等の法人

#### ② 鳥獣による生活環境、農林水産業等に係る被害の防止を目的とする捕獲の許可基準

〈対象種〉現に被害を発生させ又はそのおそれのある鳥獣  
 〈捕獲する数〉被害防止の目的を達成するために必要な数  
 〈許可対象者〉銃猟免許等の狩猟免許を所持する者及びこれを従事者とする市町村等の法人

狩猟免許を所持していても許可の対象に含まれる者…自宅内で小型鳥獣を捕獲する被害者、自らの事業地で小型箱わな等を用いてハクビシン等の小型鳥獣を捕獲する農林業者、自らの事業地で囲いわなを用いてイノシシ、ニホンジカを捕獲する農林業者 など

◆ ニホンジカ捕獲時のくくりわな使用は原則として認めないことを継続するが、くくりわなの使用ができる地域、条件等の検討を進めていく。【新設】

#### ③ その他の目的（学術研究、鳥獣保護等）で行う捕獲の許可基準【継続】

## 5 その他の主な改定に関する事項

### (1) 第二種特定鳥獣管理計画の更新・維持

- 適正な生息数の維持（抑制）、農林業被害の減少及び人身被害の未然防止を目的として定めた4獣種の管理計画の更新・維持。

計画作成年度	対象獣種	計画期間	計画作成年度	対象獣種	計画期間
令和3年度	ニホンザル	R4.4.1~R9.3.31	令和2年度	イノシシ	R3.4.1~R8.3.31
令和3年度	ツキノワグマ	R4.4.1~R9.3.31	令和元年度	ニホンジカ	R2.4.1~R7.3.31

### (2) 鳥獣の管理の強化

- 県の管理計画は、適切な評価・見直しを行い、順応的な計画の推進を行う。
- 鳥獣特措法の改正に伴い、市町村の要請により県が個体数調整のため、「新たな広域的な捕獲事業」を実施可能とする規定をおく。

### (3) 鳥獣の保護の推進

- 錯誤捕獲の防止対策のため、錯誤捕獲の情報収集を進め、必要に応じてわなの設置時期や場所を規制し、錯誤捕獲時の体制整備等を検討。
- 鉛散弾による環境汚染が懸念される場所を指定猟法禁止区域に指定し、鉛散弾の使用禁止の推進を検討。

### (4) 人材育成

- 大学等と連携した専門人材の確保・育成（鳥獣対策指導者養成）、地域の鳥獣対策の推進役となる人材の育成、狩猟者団体及び捕獲従事者の育成・確保等の研修を強化。

### (5) 感染症への対応

- 高病原性鳥インフルエンザのほか、豚熱等の感染症対策の指導を徹底。

### (6) その他

- 鳥獣による被害防止対策に関する県の総合的な支援の取組みの推進。  
 被害防除対策、生息環境管理及び捕獲対策を組み合わせ、住民主体の集落単位による総合的な取組みを推進し、優良取組事例を県全体に波及させていく。
- 捕獲等情報収集の規格の統一化に対応。
- クマ等の市街地出没時における円滑な対応のための連絡体制の構築及び対応訓練の実施の推奨。